

日常生活用具給付までの流れ(ストマ用装具・紙おむつ)

- ・申請を行うにあたっては、必ず以下の流れをご確認の上、申請してください。
- ・本制度を利用するためには、事前の申請が必要です。下記の「③審査・決定」よりも前に「④購入・納品」をした場合は、給付の対象外となり、購入にかかった費用のすべてを自己負担していただくことになります。必ず、給付決定通知書・給付券が届いてから購入・作製を行ってください。

① 相談

申請を行う前に、必ず田無庁舎の障害福祉課窓口もしくは電話でご相談ください。希望する用具、障害状況、用具が必要な状況等について聞き取りを行った上で、必要書類や手続き等についてご案内いたします。

② 申請

「①相談」でご案内した必要書類(以下のチェックがついている書類)をご提出ください。なお、見積書につきましては、業者から市(障害福祉課)に直接お送りいただいても構いません。ただし、必要な書類が揃わないと、③審査・決定に進むことができませんので、その場合は日常生活用具業者とよくご調整ください。

申請可能月: 令和 年 月分から

※ 月分の申請受付期限は 月 日()までです。

提出書類: ①日常生活用具給付申請書(ストマ用装具・紙おむつ)

②令和 年 月～ 月分の見積書

※日常生活用具業者に依頼して取り寄せてください。

③ 審査・決定

必要な書類が揃い次第、申請の内容の審査を行い、給付の可否を決定します。給付が決定された場合、給付決定通知書と日常生活用具給付券を発行し、送付いたします。審査開始後、通常2～3週間程度で決定・送付を行いますが、申請件数等により、前後する場合があります。また、書類の不備等があった場合は、適切な書類が揃い次第改めて審査を行います。

なお、ストマ用装具及び紙おむつについては、半期(6か月)ごとに決定を行います。そのため、原則として申請を行った月から最大で6か月分(上半期の場合は最大で9月分まで、下半期の場合は最大で3月分まで)をまとめて決定します(給付券は2か月ごとに1枚発行)。

※給付不可となった場合も通知にてご連絡いたします。

④ 購入・納品

給付決定通知書と給付券が届きましたら、当該日常生活用具の購入が可能になります。当該日常生活用具が納品されましたら、給付券に記名・押印の上、納品業者にお渡しください。自己負担金、超過負担金のある方は、給付券と一緒に納品業者にお支払いください。

更新

引き続きストマ用装具(又は紙おむつ)の給付を希望される場合は、半期ごとに申請(更新)手続きを行っていただく必要があります。更新の時期になりましたら、ご案内をお送りいたしますので、案内に記載のとおり手続きを行ってください(上半期は2月、下半期は8月頃送付予定)。

※裏面に続きます

自己負担額について

ストマ用装具及紙おむつについては、以下のとおり基準額が設定されています。**基準額を超えた分の費用については、超過負担額として全額自己負担となります**（課税状況の如何にかかわらず、全額自己負担となります。）。

蓄便袋	8,858 円／月
蓄尿袋	11,639 円／月
紙おむつ	12,000 円／月

また、**購入等にかかった費用（基準額を超える場合は基準額が上限）の 1 割を自己負担（1 月あたり 37,200 円が負担上限額。）していただきます**。ただし、対象者の属する世帯が非課税世帯（※）の場合は、自己負担はありません（超過負担額は負担していただきます。）。

【自己負担額及び超過負担額の例（蓄便袋・課税世帯の場合）】

2か月分の見積額が 20,000 円の場合：自己負担額 1,771 円（基準額の 1 割）+超過負担額 2,284 円

2か月分の見積額が 17,716 円の場合：自己負担額 1,771 円（1 割）※超過負担額なし

2か月分の見積額が 15,000 円の場合：自己負担額 1,500 円（1 割）※超過負担額なし

※世帯の考え方は下記のとおりです。

対象者が 18 歳以上の場合：対象者とその配偶者

対象者が 18 歳未満の場合：対象者が属する住民基本台帳での世帯全員

その他注意事項

- ① 原則として、在宅の方が対象です。
- ② 対象者が 18 歳以上の方で、世帯員（本人及び配偶者）の中に市町村民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は、給付対象外となります（18 歳未満の場合は所得要件はありません。）。
- ③ 日常生活用具業者の指定はありませんが、市に登録されている業者に限ります。登録のない業者を希望される場合、後払いなどの本事業の利用が可能な業者であれば、新たに登録をした上で、給付決定を行うことが可能ですが、登録手続完了後の給付決定となり、通常の給付決定よりも期間を要しますので、事前に業者にご確認ください。
- ④ 意見書等の提出が必要な場合、意見書等の作成に係る費用は対象者（申請者）の負担となります。また、不給付となった場合でも、意見書等の作成に係る費用の支払いや書類の返却はできません。
- ⑤ 実際に納品（購入）した金額と給付決定金額が異なる場合は、給付の再決定を行う必要がありますので、金額変更のあった月の給付券を日常生活用具業者にお渡しください（記名・押印は不要です）。後日、再決定した給付決定通知書と日常生活用具給付券（変更があった月分のみ）を市からお送りしますので、当該給付券をご使用ください。

【問合せ・提出先】西東京市健康福祉部障害福祉課障害者支援係（田無庁舎）

〒188-8666 西東京市南町 5-6-13

電話：042-420-2804（直通） FAX：042-466-9666